

注意.....（私製はがきや応募用紙の特例）

「メーカーがオープン懸賞を行う場合は、小売店に私製はがきや応募用紙を置く。」ただし、次のような小売店に応募用紙を置くとオープン懸賞とはならず、「一般懸賞」となる。

次のような小売店に応募用紙を置く
とオープン懸賞とはならず
「一般懸賞」となるぞう！



例 1 .



メーカーがその小売店
に資本の過半を
出資している

例 2 .

メーカーとフランチャイズ
契約をしている



例 3 .

入店者の大部分がメーカーの供給
する商品の取引の相手方である

